

中建国保にご加入の皆様へ
資格確認調査実施のお知らせ
資格確認調査の提出期限が過ぎております。提出の方は、至急提出ください。書類が提出できない場合は、提出期限を延長していただくことができます。健康保険・共済課までご連絡ください。



全建愛知
全愛知建設労働組合
〒455-0008
愛知県名古屋市港区九番町4-1-10
☎ (052)659-0288
FAX (052)653-0181
☎ 0120-154-931
☎ 050-3785-1684
E-mail: honbu@zenken-aichi.com

http://www.zenken-aichi.com
全建愛知機関紙



要請書を手渡す嶋田議長(右)

国土交通省

東海地協・賃金対策部 中部地方整備局と交渉

八月二十八日(火)、東海四県の組合で構成される全建総連・東海地方協議会は、中部地方整備局交渉を行いました。

全建総連より石田書記を招き、全建愛知からは山田執行委員長、井上書記長、田口賃金対策部長、田中係長が出席。他県連・組合を含め、総勢十一名が参加しました。

嶋田東海地方協議会議長より「建設産業は、長引く不況と建設投資の減少から建設労働者の賃金が低下し続けています。社会保険未加入対策についても適正な連携と指導をお願いしたい。建設労働者が誇りを持って仕事や生活ができるように改善してください」と交渉の主旨を述べた後、要請書を手渡しました。

【要請内容】
① 社会保険未加入対策について
社会保険未加入対策推進中部協議会の推進にあたっては、貴局が中心になって、幅広い建設業種の団体の参画のもと、適切な連携をとっていただきますようお願いいたします。
② 公共工事設計労務単価を引き上げること
公共工事設計労務単価の大工職を見ると、一九九七年は四県ともに二万八千六百円に對して、二〇一二年は静岡県一万八千二百円、愛知県一万七千六百円、三重県一万七千二百円、岐阜県一万六千七百円となり、十五年間で一万円以上の下落となっております。若年技能者を雇用し育成していくためにも、公共工事設計労務単価を引き上げてください。

③ 建設業退職金共済制度の普及と徹底について
「証拠が請求できない」「元請から請求手続きの説明がない」と証拠の請求・交付のルールが徹底されていません。元請事業者に対し、貴省発注の直轄工事での建退共証紙の「貼付実績報告書」等の活用を図り、出来れば貴局の制度として具体化するなどの促進を図ってください。

④ 公契約法制定の取り組みについて
私ども全建総連では、日頃各地域段階で公契約条例の制定に向けて運動を進めています。しかしながら、全国的に公契約制定に至るまで進捗していません。公契約法の制定を進めるよう本省に伝え、取り組んでください。

要請後、意見交換・質疑応答が行われ、交渉は終了しました。

組合では、今後も粘り強い交渉を継続していきま

す。

■登録条件
① 全建愛知の組合員である
② 地震や風水害等の災害時、被災住宅の応急修理に協力する
③ 経営事項審査制度を行う事業所は、経営規模評価申請の加点対象となる防災協定の災害応急活動等に該当するため、二十二・五点点

力できる事業所である
③ 法令を遵守する
■名簿登録必須
十一月三十日(金)登録すると
① 県内各市町村に応急修理事業所名簿として配布
② 登録証を発行
③ 経営事項審査制度を行う事業所は、経営規模評価申請の加点対象となる防災協定の災害応急活動等に該当するため、二十二・五点点



団結ガンパロー

九月二日(日)全建愛知会館で二十四支部参加のもと、組合員・書記局長を合わせ総勢五十七名にて、全建愛知組織拡大出陣式が開催されました。

開会に伴い近藤組織部長より、「現在の建設業界は冷え切っています。仕事が減ったことにより、建設業を辞める方や所得の減少による健康保険移行などの理由で、組合を脱退される方が多くいます。そのような厳しい状況の中でも国や企業に対する要求を実現するためにも『数の力』が必要です。組織拡大行動にご協力をお願いいたします」と、挨拶がありました。

続いて、山田執行委員長からの挨拶の後、参加二十四支部全てから、各支部で

実施された拡大行動の内容やその成果、また支部独自の取り組みについて報告をいただきました。

多くの支部から組織拡大行動の基本である「現場回り」や「組合員宅訪問」の報告が上がりましたが、内容については支部ごとに特色があり、平日に実施し、現場が動いているタイミングで廻ったり、事前にアポを取ってから組合員宅に訪問したりと、確実に声掛けができるように行動している支部も見受けられました。

被災住宅の応急修理工事協力事業所 経審での総合評定値「二十一・五」加点

全建愛知では、愛知県と被災住宅の応急修理に関する協定を締結し、住宅の応急修理が迅速に実施できるよう、被災住宅の応急修理工事協力事業所名簿を、毎年度県に提出しています。

この度、地震などの災害対策のため、被災住宅の応急修理工事協力事業所を募集します。

登録すると、経審において総合評定値が二十一・五点加点されるため、公共工事を請負う業者には大きなメリットがあります。

組織拡大強化月間
9月~11月
全力で拡大に取り組もう
組織拡大出陣式
五十七名参加

組合結成40周年記念
**組合加入金無料
キャンペーン実施**
— 15,000円 無料 —

組合結成40周年記念として、「組合加入金無料キャンペーン」を実施します。

平成24年10月1日(月)~31日(水)の1ヵ月間に**加入手続きかつ組合費・保険料等の納入**を終えられた方を対象に、通常15,000円の組合加入金が、**ナント無料**になります。

1ヵ月間の期間限定です。ご注意ください。

① 契約健診機関一覧表【年度内随時】

Table with 4 columns: 契約健診機関名, 所在地, 電話番号, 予約受付時間. Lists various medical facilities and their details.

※受診希望日の2週間前までに、「契約健診施設」へ直接電話予約をしてください。
※エルズメディケア名古屋は、女性専用の健康診断施設になります。ご注意ください。
※契約健診機関で受診され、アスベスト撮影をご希望される方は、レントゲンフィルムを組合までご提出ください。
※岡崎市医師会公衆衛生センターは、2012年4月1日より「岡崎市医師会はるさき健診センター」と名称変更及び移転しました。ご注意ください。

健康診断の受診資格

健康診断の受診資格
組合員は加入している医療保険者(市町村・社会保険等)へお問い合わせ



集団健康診断の様子

「中建国保に加入している本人と二十歳以上の家族被保険者」に限りま
但し、二十歳未満の家族被保険者の方が希望する場合は、実費負担(一万円)で受診いただけます。
※中建国保未加入の組合員および組合員外は受診できません。
※中建国保に未加入の組合員は加入している医療保険者(市町村・社会保険等)へお問い合わせ

組合の健康診断メリット

組合の健康診断
保険料の引き上げを防ぐためにも、年に一度は必ず健康診断を受けてください。

集団健康診断 7月からスタート

Large vertical advertisement for health check-ups with the headline '健康診断を受けよう' and details about the program.

七月から、全建愛知の実施する集団健康診断が開催されています。
私たちが建設職人は体が資本です。健康管理の第一歩は、定期的な健康診断から始まります。
ご自分の大切なお体です。どうか、早期発見・早期治療のためにも、年に一度は必ず健康診断を受けましょう。

② 集団健康診断日程表

Table with 6 columns: 月, 日, 曜, 受付時間, 会場名, 会場所在地. Lists dates and locations for group health check-ups.

健診項目

健診項目
【基本健診項目】
① 特定健診に必要な基本項目の他、大腸がん検診(二日法)を実施いたします。
また、労働安全衛生法による必須項目も含まれた健診項目を実施負担なしで受診できます。
② 中建国保に加入している本人と二十歳以上の家族被保険者であれば受診できます。

適用除外の従業員について

適用除外の従業員について
適用除外事業所※1の従業員は労働安全衛生法による事業者健診の実施義務が優先するため、原則として中建国保の「個人に対する健康診査補助事業」から除外されます。

※集団健康診断を受診される方は、必ず会場へ「健康保険証」をご持参ください。また、事前予約の必要はございません。
※受診者の方々が多く、会場がたいへん混雑する場合があります。
所属支部に関わらず、どこの健診会場でも受診していただけます。
※今月号以降のキャロット、組合HPをご確認の上、ご利用ください。

健康診断未受診の方に ご案内が届きます

健康診断未受診の方に ご案内が届きます
(財)全国保健福祉情報システム開発協会との業務提携について
医療費抑制を核とする「高齢者の医療の確保に関する法律」により、平成20年度から40歳以上の全ての国民に対する健康診断が義務づけられています。
組合では今年度も7月1日より集団健康診断を各地で開催しておりますが、お仕事など日程等の都合でまだ受診されていない方が多くいらっしゃいます。
今回新たに、(財)全国保健福祉情報システム開発協会と業務提携を結び、健康診断(巡回健診)のご案内をさせていただきますこととなりました。今年度未受診の方を対象に、健康診断のご案内を順次お届けします。
今年度、まだ健康診断を受診されていない方は、この機会にご自身の健康のためにも、ぜひ受診されることをお勧めいたします。
すでに集団健康診断、市町村や他の医療機関等で健康診断を受診されている方で補助を受けられた方は対象外となりますので、入れ違いでご案内が届いた場合はご容赦ください。
問合せ 健康保険・共済課までご連絡ください。

健診方法

健診方法
① 契約健診機関
待ち時間なし 実費負担なし
上記①契約健診機関一覧表より、健診機関を選択し、ご自身で健診予約をお願いいたします。
必ず、健診を受ける前に組合へご連絡ください。受診方法などをご案内いたします。

補助金額

補助金額
基本健診項目・胸部レントゲン・がん検診を含んだ健診を受診された場合、上限一万円まで補助します。

注意事項

注意事項
健診補助は年度内一回になります。①・②・③のいずれかに対し補助します。
・食事は、前日の午後九時までに済ませてください。当日、健診終了まで水以外の摂取はおやめください。牛乳・スポーツドリンク・清涼飲料水・ガム・飴なども検査数値に影響を与えます。

② 集団健康診断

② 集団健康診断
実費負担なし 予約不要
上記②集団健康診断日程表より、所属支部に関わらず、どこの健診会場でも受診していただけます。
※会場によっては、たいへん混雑するため、お待ちいただく場合があります。ご了承ください。

③ ①②以外で受診する場合

③ ①②以外で受診する場合
上記①②以外で受診される場合は、必ず会場へ「健康保険証」をご持参ください。また、事前予約の必要はございません。
※受診者の方々が多く、会場がたいへん混雑する場合があります。
所属支部に関わらず、どこの健診会場でも受診していただけます。
※今月号以降のキャロット、組合HPをご確認の上、ご利用ください。

国保組合補助金 概算要求

全力で予算確保 現行補助水準確保に向け取り組み

一〇一三年度概算要求

め、全建愛知は全国の仲間と歩調を合わせながら、ハ

現行補助水準確保

平成二十四年九月七日、厚生労働省が財務省に提出した国保組合に対する補助金の概算要求は、総額で三千二百六十億四千万円と前年度より三十八億一千万円増となりました。

「建設国保に対する現行補助水準の確保をはじめ、私たちの諸要求実現のため、運動に取り組みます。」

しかし、社会保障制度改革論議の中、国保組合の補助金をめぐる情勢は、厳しさを増しています。

こうした中、国保組合制度を守るためには、厚生労働省・財務省に対し、建設国保は建設労働者になくはならない支えであり、私たちが「自分たちの保険」

「国保組合に対する補助金確保ハガキ」の書き方見本

① 私は愛知県で大工をしています。
② 建設国保はいのちと健康を守る大切な制度です。私たち、建設国保へ、補助金は、現行水準を確保してください。

③ 愛知県名古屋中港区九番町四一ー十
全建 太郎

- ① ご家族の皆さんは、健康保険に加入している組合員本人との続柄を記入してください。
② 必ず、組合員本人の職種を記入してください。
③ ハガキの文面を書いた方の「住所と氏名」を記入してください。

小型移動式クレーン 運転技能講習会

労働安全衛生法関係法令に基づく、小型移動式クレーン運転技能講習会が開催されます。

- 講習日程
十一月十日(土) 十一月十一日(日)

- 実技
十一月十四日(水) 十一月十五日(木)

玉掛け技能講習会

労働安全衛生法関係法令に基づく、玉掛け技能講習会

- 講習日程
十二月一日(土) 十二月二日(日)

- 実技会場
愛知県職業訓練会館二F 名古屋西区浅間二一三十四

ハガキ要請行動

概算要求に向けた行動では、全国の仲間から百三十四万九千三百七十五枚のハガキが投函されました。

また、今回の冬のハガキ要請行動は、全国で約百二十四万枚を目標とし、内全建設国保は二万四千枚を各支部へ分配しました。

節税のため賢い納税者になりましょう 税金講習会のご案内



複式簿記講習会 I・II・III・IV
青色申告「複式簿記」の講習会を開催します。

詳細は、九月号キャロットをご覧ください。

消費税率判定

新たに消費税の課税事業者になられる方や、事務処理が不安な方は、ぜひご参加ください。

- 日程
十月二十六日(金)

- 会場
全建愛知会館

「一斉積立」を停止できません
「一斉積立引落」

組合費等と合わせて毎月二十七日に自動引落となり、元金十二万円(五年間/六十カ月)に達した時に、自己判断により、随時積立を停止させることが可能です。

十二万円に達しない方については、引き出しはできません。

一斉積立の停止や再開の都度、引落明細書は発行されませんので、引落金額にご注意の上、毎年三月中旬に送られる、自動引落のお知らせをご確認ください。

特 集

入って安心、まかせて安心

全建愛知

全建愛知では、一人親方労災保険はもちろん、事業所の労災・雇用保険も手続きができます。
不明な点について、まずはお気軽に「」相談ください。

従業員がいない 一人親方労災保険



同居している家族従事者は、従業員ではありませんので、事業主と同じように特別加入が必要です。

従業員扱いをしていないと、グループで請負しているとみなされます。全員が一人親方労災保険の加入対象です。

一人親方は、元請・下請に関係なく、自分自身の一人親方労災保険が適用されます。

従業員がいる

事業所労災+事業主特別加入



同居している家族従事者は、従業員ではありませんので、事業主と同じように特別加入が必要です。



法人の役員は、従業員ではありませんので、事業主と同じように特別加入が必要です。

従業員のケガは、元請労災！

労災保険について 雇用保険について

労災保険Q&A

Q 労災保険とは、どのような制度ですか？

A 仕事中のケガは原則、健康保険が使えません。そのため仕事上のケガを補償するのが労災保険です。

Q 労災保険に加入するとどのような補償が受けられますか？

A 病院代は原則無料です。お仕事を休んだときは休業四日目から休業補償が受けられます。その他、障害補償、遺族補償、葬祭料等の様々な補償が受けられます。

Q 現場で労災保険に加入しろと言われましたが、どうすればいいですか？

A 労災保険は月の途中からでも加入できます。まずは組合へご相談ください。

Q 労災保険への加入手続きはどうすればいいですか？

A 窓口または郵送での手続き、二つの方法があります。

Q 窓口または郵送での手続き、二つの方法があります。

Q 労災保険への加入手続きはどうすればいいですか？

A 窓口または郵送での手続き、二つの方法があります。

雇用保険Q&A

Q 従業員を雇うことになった。どのような手続きが必要ですか？

A 組合+労災保険加入が必要ですが、健康保険は必ず加入というわけではありません。

Q 一人親方労災保険の加入費用はどのくらいかかりますか？

A 月々の組合費等が四千九百円（内、組合費：二千四百円・支部費：五百円・積立金：二千円）と、労災保険料です。労災保険料は、加入月と希望する日額で変わります。

Q お施主さんから、直接工事を頼まれました。労災保険はどのようにすればいいでしょうか？

A 元請工事（下請ではない工事）を行う場合、労災保険に加入しなければなりません。その他にも、分譲住宅メーカーや不動産会社から直接工事を請け負う場合も、元請工事となる場合があります。このような場合は、組合へご相談ください。

Q 従業員を雇うことになった。どのような手続きが必要ですか？

A 雇用保険に加入する必要がある。場合によっては他の社会保険関係も手続きが必要です。

Q 雇用保険の手続きは組合で可能ですか？

A 可能です。さらに、出勤簿などの必要な帳簿類もお渡しします。

Q 従業員の雇用保険料はどのように計算するのですか？

A 月々の給与総額に従業員の負担率をかけてください。上記に計算例を載せました。

＜平成25年3月分までの雇用保険率＞

事業内容	事業主負担率	従業員負担率
一般の事業（製造業など）	8.5/1000	5/1000
建設の事業	10.5/1000	6/1000

月々の計算例（建設業）

総支給額が30万円の場合
300,000円×6/1000=1,800円
これが従業員の給与天引き分です。お給料が変われば、保険料も変わります。毎月計算してください。

の他に事業主への助成金制度もあります。

Q 雇用保険の手続きは組合で可能ですか？

A 可能です。さらに、出勤簿などの必要な帳簿類もお渡しします。

Q 従業員の雇用保険料はどのように計算するのですか？

A 月々の給与総額に従業員の負担率をかけてください。上記に計算例を載せました。

Q 雇用保険料が免除されると聞きましたが？

A 従業員が年度当初（四月一日）に満六十四歳以上であれば、事業主・従業員ともに雇用保険料が免除されます。

Q パート・アルバイトも雇用保険に加入できますか？

A 以下の条件を二つとも満たせば加入できます。

- 一週間に二十時間以上働くこと。
- 三十一日以上雇う見込みがあること。

※問合 労働保険課までご連絡ください。

安全を守るあなたの厳しい目

労働対策部

自動引落のお知らせ

今月の組合費等の自動引落日は29日（月）です。26日（金）までに、預金残高をご確認ください。

尚、引落不能の場合は、右表のとおり翌月に延滞金が増算されます。

1ヶ月	300円
2ヶ月	800円
3ヶ月	1,800円

今月の新加入説明会

◎日時 10月21日（日）午前10時～

◎会場 全建愛知会館

※お電話でのご予約が必要です

☎0120-154-931

☎050-3785-1684

組合員の個人情報 取り扱い

個人情報に関する法律が、平成十七年四月一日から全面施行され、これにより個人情報に一定の制限がされることになりました。組合（中建国保）では、組合活動・支部活動・各選挙・健康診断の恐れ健診案内・組合員サービス（DM等）で組合員名簿を活用します。

名簿については、氏名・住所・電話番号・職種・年齢等を表記開示しています。今後取り扱いは十分注意し、組合員の諸要求実現のため、名簿を活用させていただきます。なお、名簿の活用について停止を希望される方は、組合員に連絡ください。

共済福祉部

一層の防犯意識と対策を

防犯対策勉強会開催

九月一日(土)、共済福祉部主催の「防犯対策講習会」が全建愛知会館であり、出席しました。

① 侵入に五分以上かかると諦める。
② 警報器、防犯砂利音で威嚇する。
③ センサーライト等で家周りを明るくする。
④ 住民同士であいさつをする。

愛知県警の防犯ビデオを見た後、港警察署地域安全対策課の松本浩二さんの具体的な事件を交えながらの話等を皆、熱心に聞きました。愛知県は四年連続で自動車盗難全国ワースト一、空き巣もワースト一に、大変残念だと思いました。防犯の四原則、

① 短時間でも車から離れる時は必ず施錠
② 電子錠の装着
③ 警報器等の装備
④ 明るく管理された駐車場を選ぶ。



講習会の様子

シニア倶楽部

大いに交流が深められました

黒部ダム 上高地 一泊研修旅行開催



ダムへ向けトロリーバスで移動中

シニア倶楽部一泊研修旅行が、九月一日(土)〜二日(日)黒部ダムと上高地へ参加者三十三名(組合員二十八名・配偶者五名)と書記局員二名の計三十五名で開催しました。今年、組合結成四十周年を記念して、初の一泊研



上高地を散策中

修旅行として内容盛り沢山で企画されました。早朝、三十五人乗せたバスは金山を後に、中央道を順調に走り、車窓からア



楽しくウォーキング中

残暑厳しい薄曇りとなった九月四日(火)、主婦の会主催の文化のみちウォーキングを行いました。主婦の会では、健康維持を目的に市内の名所をウォーキングしています。今回は、名古屋市役所を出発し、文化のみち/榎木館・二葉館を回る約二kmのコースです。大野会長から「楽しみながら頑張って歩きましょう」と挨拶の後、午前十時

ルプスを眺めました。最初の目的地、黒部ダムでは、小雨が降り平地との気温差もあり上着を羽織らないと肌寒いほどでした。トロリーバスに乗り換え、長いトンネルを抜けると山々に囲まれた雄大な黒部ダムが現れ、水しぶきが立つほど大量の水を放水していました。夕方には、大町の温泉宿に移り、温泉に浸かり疲れを癒しました。

歩き始めると、普段、車の移動が多い中、レンガ造りの市政資料館や真っ白な名古屋市役所を見学しました。その後、二葉館へ移動し、日本の女優第一号と言われる川上貞奴の住居も見学しました。参加者の皆さんからは、「とても楽しかった」「久しぶりに会った仲間と交流ができた」など多くの喜びの声をいただきました。今後、シニア倶楽部の目的である「交流」ができるように研修旅行を開催していきます。

中建国保からのお知らせ

被保険者の皆さんの中で、**個人事業所から新たに法人事業所を設立された際は**、今まで加入されていた国民年金から厚生年金に切り替えていただく必要があります。

手続き期間は法人設立日から原則5日間となり、たいへん短期間になりますのでご注意ください。また、原則5日間の手続き日数を超えると、中建国保の資格を失うこともありますので、**法人設立の予定がある方は、事前にご相談ください。**

なお、法人事業所で従業員を新たに雇う場合も雇用日から原則5日間以内に手続きをしてください。

ただし、年金事務所が「やむを得ないと認めた場合」に限り、5日間の手続き日数を超えても事実の発生した日に遡及して承認して差し支えないこととされています。

「やむを得ないと認めた場合」とは、天災地変、交通・通信関係の事故やスト等により適用除外の申請が困難と認められる場合や、法人登記の手続きに日数を要する場合など。

中建国保の健全な運営のため、職種の変更・組織変更(個人から法人)・転業・廃業等がありましたら、速やかに組合の健康保険・共済課へご連絡ください。

楽しく気持ちよく歩きました

ウォーキング 文化のみち

ウォーキングが参加幹事十七名と書記局員二名の計十九名で行われました。健康維持を目的に市内の名所をウォーキングしています。今回は、名古屋市役所を出発し、文化のみち/榎木館・二葉館を回る約二kmのコースです。大野会長から「楽しみながら頑張って歩きましょう」と挨拶の後、午前十時



榎木館の和館を見学

歩き始めると、普段、車の移動が多い中、レンガ造りの市政資料館や真っ白な名古屋市役所を見学しました。その後、二葉館へ移動し、日本の女優第一号と言われる川上貞奴の住居も見学しました。参加者の皆さんからは、「とても楽しかった」「久しぶりに会った仲間と交流ができた」など多くの喜びの声をいただきました。今後、シニア倶楽部の目的である「交流」ができるように研修旅行を開催していきます。

二葉館の見学を終える頃には、お腹も空き始めたお昼時となり、大野会長から閉会の挨拶をいただき解散となりました。参加した幹事は「以前から一度行きたかった所で、楽しく気持ちよくウォーキングしながら、文化のみちの良さを知ることができ、とても楽しかった」と話していました。車社会の今、町を歩くことができなかったことや知らないことを再発見する機会が、約二kmのウォーキングでしたが、皆さん大粒の汗をかき、とても良い運動ができました。

おめでとうございます

技能功労者表彰

九月一日(土)、一宮市民会館で一宮市技能功労者表彰式が行われました。今回、一宮支部の長谷川一さん(建具工/五十八歳)、木曾川支部の田中英夫さん(建築板金工/六十九歳)の二名が表彰され、次の方々が表彰対象となりました。

一宮市在任で、技能者として同一職種に二十五年以上従事し、他の技能者の模範であることが認められた方が表彰されます。今回、一宮支部の長谷川一さん(建具工/五十八歳)、木曾川支部の田中英夫さん(建築板金工/六十九歳)の二名が表彰され、次の方々が表彰対象となりました。



一宮支部 長谷川 一 (建具工)



木曾川支部 田中 英夫 (建築板金工)

長谷川さんは、「立派な表彰をさせていただき嬉しく思っています。振り返れば、十六歳の頃、建具製造会社に務めながら、職業訓練校と共に技術を学び、早いもので四十二年、仕事一筋ひた向きに励んできた成果だと思っております。この表彰を胸に、さらに建具職人として精進していきたい」と、喜びを語っていました。田中さんは、「光栄です。これも周りの皆様のご支援と感謝しています。また四十余年連れ添い色々苦労かけた妻にも感謝しています。手先が器用なこともあり二代目として家業を継ぎ、あれから五十年、日々技術の向上に努め信用を得てきました。今後も健康第一に足場や屋根に上り活躍したい」と話していました。



プロジェクターを使つての講義

【位田仁美通信員】

